

平成二十五年法律第四十八号

	目次
第一章 総則（第一条・第二条）	平成二十五年法律第四十八号
第二章 子の返還及び子との面会その他の交流に関する援助	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 条約の実施に関する法律
第三節 中央当局の指定（第三条）	第一節 子の返還に関する援助
第二節 外国返還援助（第四条—第十条）	第一款 日本国返還援助（第十一条—第十 五条）
第三節 子との面会その他の交流に関する援助	第二款 外国面会交流援助（第十六条— 二十一条）
第一款 日本国面会交流援助（第十六条— 二十一条）	第三節 子の返還に関する事件の手続等（第二十 五条）
第二節 子の返還に関する事件の手続の通則（第二十九条—第三十一条）	第一節 返還事由等（第二十六条—第二十八 条）
第三節 子の返還申立事件の手続（第二十 五条）	第二節 子の返還に関する事件の手続（第二十六 条—第二十八条）
第一目 管轄（第三十二条—第三十七 条）	第三節 参加（第四十七条—第四十九 条）
第二目 裁判所職員の除斥及び忌避（第三 十八条—第四十二条）	第四目 参加（第四十三条—第四十六条）
第三目 当事者能力及び手続行為能力（第四 十三条—第四十六条）	第五目 手続代理人及び補佐人（第五十 一条—第五十四条）
第六目 手續費用（第五十五条—第五十 九条）	第七目 子の返還申立事件の審理等（第六十 一条—第六十八条）
第八目 電子情報処理組織による申立て（第六 十九条—第六十九条）	第九目 当事者に対する住所、氏名等の 秘匿（第六十九条の二）
第二款 第一審裁判所における子の返還申 立事件の手続	第一款 第一審裁判所における子の返還申 立事件の手続

第一目 子の返還の申立て（第七十条）
第二目 子の返還申立事件の手続の期日（第七十三条—第七十六条）
第三目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第七十二条）
第四目 目子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等（第八十八条）
第五目 審理の終結等（第八十九条・第九十条）
第六目 裁判（第九十一条—第九十八条）
第七目 裁判によらない子の返還申立事件の終了（第九十九条・第一百零一条）
第三款 不服申立て
第一目 終局決定に対する即時抗告（第一百一条—第一百七条）
第二目 終局決定に対する特別抗告（第一百八条—第一百十条）
第三目 終局決定に対する許可抗告（第一百十一条—第一百十二条）
第四目 終局決定以外の裁判に対する不服申立て（第一百十三条—第一百六十六条）
第四款 終局決定の変更（第一百十七条・第一百十八条）
第五款 再審（第一百十九条・第一百二十条）
第四節 義務の履行状況の調査及び履行の勧告（第一百二十一一条）
第五節 出国禁止命令（第一百二十二条—第一百三十三条）
第四章 子の返還の執行手続に関する民事執行法の特則（第一百三十四条—第一百四十三条）
第五章 家事事件の手続に関する特則
第一節 子の返還申立事件に係る家事調停の手続等（第一百四十四条—第一百四十七条）
第二節 その他の交流についての家事審判及び家事調停の手續等に関する特則（第一百四十八条—第一百四十九条）
第六章 過料の裁判の執行等（第一百五十五条）
第七章 雜則（第一百五十一条—第一百五十三条）
附則

第一条 (目的) この法律は、不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定めた国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「条約」という。）の的確な実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定め、もつて子の利益に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 条約締約国 日本国及び日本国との間で条約が効力を有している条約の締約国（当該条約国が条約第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による宣言をしている場合にはあつては、当該宣言により条約が適用される当該締約国の領域の一部又は領域内の地域）をいう。

二 子 父母その他の者に監護される者をいう。

三 連れ去り 子をその常居所を有する国から離脱させることを目的として当該子を当該国から出国させることをいう。

四 留置 子が常居所を有する国からの当該子の出国の後において、当該子の当該国への渡航が妨げられていることをいう。

五 常居所地国 連れ去りの時又は留置の開始の直前に子が常居所を有していた国（当該国が条約の締約国であり、かつ、条約第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による宣言をしている場合にあつては、当該宣言により条約が適用される当該国）をいう。

六 不法な連れ去り 常居所地国の法令によれば監護の権利を有する者の当該権利を侵害する連れ去りであつて、当該連れ去りの時に当該権利が現実に行使されていたもの又は当該連れ去りがなければ当該権利が現実に行使されていいたと認められるものをいう。

八 子の返還 子の常居所地国である条約締約国への返還をいう。

第二章 子の返還及び子との面会その他の交流に関する援助

第三条 我が国の条約第六条第一項の中央当局は、外務大臣とする。

第一節 子の返還に関する援助

第一款 外国返還援助

(外国返還援助申請)

第四条 日本国への連れ去りをされ、又は日本国において留置をされている子であつて、その常居所地国が条約締約国であるものについて、当該常居所地国の法令に基づき監護の権利を有する者は、当該連れ去り又は留置によつて当該監護の権利が侵害されていると思料する場合には、日本国からの子の返還を実現するための援助(以下「外国返還援助」という。)を外務大臣に提出しなければならない。

一 外国返還援助申請をする者(以下この款において「申請者」という。)の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所(外国返還援助申請において返還を求められている子(以下この款において「申請に係る子」という。)の常居所地国におけるものに限る。第七条第一項第四号において同じ。)の所在地

二 申請に係る子の氏名、生年月日及び住所又は居所(これらの事項が明らかでないときは、その旨)その他申請に係る子を特定するために必要な事項

三 申請に係る子の連れ去りをし、又は留置をしていると思料される者の氏名その他当該者を特定するために必要な事項

四 申請に係る子の常居所地国が条約締約国であることを明らかにするために必要な事項

五 申請に係る子の常居所地国の法令に基づき申請者が申請に係る子についての監護の権利を有し、かつ、申請に係る子の連れ去り又是

2 外務大臣は、日本国面会交流援助決定をした場合には、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一 第二十条において準用する第九条又は第十一条に規定する措置

二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中中央当局との連絡

三 この法律に定める手続その他の子との面会その他の交流の実現に関連する日本国の法令に基づく制度に関する情報の申請者への提供

(日本国面会交流援助申請の却下)

第十八条 外務大臣は、日本国面会交流援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該日本国面会交流援助申請を却下する。

一 申請に係る子が十六歳に達していること。

二 申請に係る子が日本国内に所在していないことが明らかであり、かつ、申請に係る子が所在している国又は地域が明らかでないこと。

三 申請に係る子が条約締約国以外の国又は地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

五 申請者が日本国内に住所若しくは居所を有していることが明らかであり、又は日本国以外の条約締約国に住所若しくは居所を有していないことが明らかであること。

六 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないこと。

七 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができないことが明らかであること。

外務大臣は、前項の規定により日本国面会交流援助申請を却下した場合は、申請者に直ちにその旨及びその理由の通知をしなければならない。

(日本国面会交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中中央当局への送付)

第十九条 外務大臣は、申請に係る子が日本国以外の条約締約国に所在していることが明らかである。

2 前条第一項第四号に該当しないときは、第十六条第二項の申請書(申請者が同条第四項の規定により日本国面会交流援助申請をした場合にあつては、同項に規定する書面)及び同条第三項に規定する書類の写しを当該条約締約国の中中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨の通知をしなければならない。

(日本国面会交流援助に關する準用規定)

第二十条 第五条、第九条及び第十条の規定は、外務大臣に対し日本国面会交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、第五条第四項第一号中「第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との面会その他の交流の定めをすること若しくはその変更を求める家事審判若しくは」とあるのは「子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は」と、同項第二号中「第二十九条に規定する子の返還に関する事件若しくは子の返還の強制執行に係る事件が係属している裁判所又は申請に係る子についての子との面会その他の交流に関する事件若しくは」とあるのは「子との面会その他の交流に関する事件又は」と、「これらら」とあるのは「当該」と、第九条中「子の返還又は申請者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

2 (外国面会交流援助申請)

第二十一條 日本国以外の条約締約国に所在している子であつて、面会その他の交流をすることができるなくなる直前に常居所を有していた国又は地域が条約締約国であるものについて、当該国又は地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができる者(日本国内に住所又は居所を有しているものに限る)は、当該子との面会その他の交流が妨げられていないことが明らかであること。

外務大臣は、前項の規定により日本国面会交流援助申請を却下した場合は、申請者に直ちにその旨及びその理由の通知をしなければならない。

(日本国面会交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中中央当局への送付)

第十九条 外務大臣は、申請に係る子が日本国以外の条約締約国に所在していることが明らかである。

2 ある場合において、日本国面会交流援助申請がある場合には、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨の通知をしなければならない。

(日本国面会交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中中央当局への送付)

第二十二条 外務大臣は、外国面会交流援助申請があつた場合には、次条第一項の規定によりこ

れを却下する場合を除き、外国面会交流援助の決定(以下「外国面会交流援助決定」という。)をし、遅滞なく、外国面会交流援助申請をした者(以下この款において「申請者」という。)にその旨を通知しなければならない。

外務大臣は、外国面会交流援助決定をした場合には、前項に規定するものほか、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一 第二十五条において準用する第十五条に規定する措置

2 外務大臣は、外國面会交流援助決定をした場合には、前項に規定するものほか、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一 第二十五条において準用する第十五条に規定する措置

2 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨を通知しなければならない。

(外国面会交流援助に關する準用規定)

第二十三条 外務大臣は、外国面会交流援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外国面会交流援助申請を却下する。

一 外國面会交流援助申請において面会その他の交流を求められていた子(以下この款において「申請に係る子」という。)が十六歳に達していること。

二 申請に係る子が所在している国又は地域が明らかでないこと。

三 申請に係る子が日本国又は条約締約国以外の国若しくは地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかなこと。

五 申請者が日本国内に住所又は居所を有していいることが明らかであること。

六 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域が条約締約国でないこと。

七 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができないことが明らかである。

外務大臣は、前項の規定により日本国面会交流援助申請を却下した場合は、申請者に直ちにその旨及びその理由の通知をしなければならない。

(日本国面会交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中中央当局への送付)

第十九条 外務大臣は、申請に係る子が日本国以外の条約締約国に所在していることが明らかである。

2 その旨及びその理由を通知しなければならない。

(外国面会交流援助の決定及び通知)

外務大臣は、前項の規定により外国面会交流援助申請を却下した場合には、申請者に直ちに認めること。

ただし、第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事由がある場合であつても、一切の事情を

3 子の返還申立事件の手続の期日の変更は、頗著な事由がある場合に限り、することができ
る。

4 民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、子の返還申立事件の手続の期日及び期

間について準用する。
（手続の併合等）

第六十四条 裁判所は、子の返還申立事件の手続を併合し、又は分離する二つとも行う。

2 を併合し、又は分離することができる。
裁判所は、前項の規定による裁判を取り消す

3 裁判所は、当事者を異にする子の返還申立事
ことができる。

件についての手続の併合を命じた場合において、その前尋問をしき証人こつへて、尋問の

この前に尋問をした者が詰めにいて尋問の機会がなかつた当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしておればいい。

は、その尋問をしなければならない
(法令により手続を続行すべき者による受継)

第六十五条 当事者が子の返還申立事件の手続を続行することができない場合（当事者の死亡に

する場合を除く。)には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を受け達がな

行く資格のある者は、その三線を受け継がなければならぬ。

2 法令により手続を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において

て、その申立てを却下する裁判がされたときは、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる

第一項の場合二は、裁判所は、他の当事者の
ある。

第一項の場合には、表半所は他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続を続

行する資格のある者に子の返還申立事件の手続きを受け継がせることができる。

(他の申立権者等による受継)
第六十六条 子の反還申立事件の申立人の死亡に

第六十九条 二の追跡日立事件の日立への死に際して、その手続を続行することができない場合は、百三十の返還日二事にこらへて、

には、当該子の返還申立事件において申立人となることができる者は、その手続を受け継ぐこと

2 前項の規定による受継の申立ては、子の返還とができる。

申立事件の申立人が死亡した日から一月以内に
しなければならぬ。

しかければならない

の手続を続行することができない場合には、裁判所は、申立てにより又は職権で、相手方が死

亡した日から三月以内に限り、相手方の死亡後
こ子を監護して、いる者こ、その手続を受け逃が

(著者文が三歳の口 三)
せる」とができる。

(送達及び手続の中止)
第六十七条 送達及び子の返還申立事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四

4 裁判長は、第項の規定による子の返還申立書の写しの送付の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、子の返還申立書を却下しなければならない。

5 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

第二日 子の返還申立事件の手続の期日

(裁判長の手続指揮権)

第七十三条 子の返還申立事件の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮する。

2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。

3 当事者が子の返還申立事件の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をする。

(受命裁判官による手続)

第七十四条 家庭裁判所は、受命裁判官に子の返還申立事件の手続の期日における手続を行わせることができる。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第八十二条第三項の規定又は第八十六条第一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べをすることができる場合に限る。

2 前項の場合においては、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(音声の送受信による通話の方法による手続)

第七十五条 家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、子の返還申立事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く）を行うことができる。

(通訳人の立会い等その他の措置)

2 子の返還申立事件の手続の期日に出頭しないで前項の手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

ができない当事者、手続に参加した子、代理人

及び補佐人に対する措置については同法第百五十五条の規定を、それぞれ準用する。

第三回 事実の調査及び証拠調べ等

第七十七条 家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならない。

2 申立人及び相手方は、それぞれ第二十七条规定する事由（第二十八条第一項第二号に規定する場合に関する事由を含む。）についての資料及び同項に規定する事由についての資料を提出するほか、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

（疎明） 疎明は、即時に取り調べることができる資料によってしなければならない。

第七十八条 疎明は、即時に取り調べることができる（家庭裁判所調査官による事実の調査）。

第七十九条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができ

る。

第八十条 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

（家庭裁判所調査官による立会い等）

第八十一条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、子の返還申立事件の手続きの期日家庭裁判所調査官を立ち会わせることができる。

2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。

（裁判所技官による診断等）

第八十二条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができ

る。

2 第七十九条第二項から第四項までの規定は前項の診断について、前条の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について、それぞれ準用する。

（事実の調査の嘱託等）

第八十三条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所に事実の調査を嘱託することができる。

2 前項の規定による嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所において事実の調査

をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができる。

は、申立人に對し、当該文書を提出することを求めることができる。

第四回 子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等

第八十四条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

（調査の嘱託等）

第八十五条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の不適法であるときは申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないときを除き、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。

（陳述の聴取）

（審理の終結）

第八十六条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならない。ただし、当事者双方が立ち会うことができる子の返還申立事件の手続の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

（裁判日）

第六回 裁判

（裁判の方式）

第九十条 家庭裁判所は、前条の規定により審理を終結したときは、裁判をする日を定めなければならない。

（終局決定）

第九十一条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、決定で、裁判をする。（終局決定）

（裁判所の申立てを不適法として却下する裁判）

第九十二条 家庭裁判所は、子の返還申立事件が裁判をするのに熟したときは、終局決定をする。

（終局決定に関する民事訴訟法の準用）

第九十三条 終局決定は、当事者及び子に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

2 ただし、子（手続に参加した子を除く。）に対しては、子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して子の利益を害すると認める場合は、この限りでない。

（中間決定）

第九十四条 終局決定は、即時抗告により受託裁判官又は受命裁判官に事実の調査をする場合には、家庭裁判所には、子の返還申立事件の手続に

おける子の意思の把握等の職務は、その裁判官が行う。

（終局決定の確定及び裁判書）

3 調査の嘱託をすることができる。

4 判官に事実の調査をさせることができる。

5 前項の規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

は、申立人に對し、当該文書を提出することを求めることができる。

第五回 審理の終結等

第八十九条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならない。ただし、当事者双方が立ち会うことができる子の返還申立事件の手続の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

（裁判日）

第九十条 家庭裁判所は、前条の規定により審理を終結したときは、裁判をする日を定めなければならない。

（更正決定）

第九十一条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、決定で、裁判をする。（終局決定）

（裁判所の申立てを不適法として却下する裁判）

第九十二条 家庭裁判所は、子の返還申立事件が裁判をするのに熟したときは、終局決定をする。

（終局決定に関する民事訴訟法の準用）

第九十三条 終局決定は、当事者及び子に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

2 ただし、子（手続に参加した子を除く。）に対しては、子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して子の利益を害すると認める場合は、この限りでない。

（中間決定）

第九十四条 終局決定は、即時抗告により受託裁判官又は受命裁判官に事実の調査をする場合には、子の返還申立事件の手続に

おける子の意思の把握等の職務は、その裁判官が行う。

（終局決定の確定及び裁判書）

3 調査の嘱託をすることができる。

4 判官に事実の調査をさせることができる。

5 前項の規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、子の返還申立事件の手続に

おける子の意思の把握等の職務は、その裁判官が行う。

（終局決定の確定及び裁判書）

3 調査の嘱託をすることができる。

4 判官に事実の調査をさせることができる。

5 前項の規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、子の返還申立事件の手続に

おける子の意思の把握等の職務は、その裁判官が行う。

（終局決定の確定及び裁判書）

終局決定は、確定しなければその効力を生じない。

3 終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。

4 終局決定の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。

2 終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

3 終局決定は、裁判書を作成してしなければならない。

4 終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 主文

2 理由

3 当事者及び法定代理人

4 裁判所

（更正決定）

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

4 第一項の申立てを不適法として却下する裁判

3 对しては、即時抗告をすることができる。

4 第一項の申立てを不適法として却下する裁判

3 对しては、即時抗告をすることができる。

5 終局決定に対し適法な即時抗告があつたときは、前二項の即時抗告は、することができない。

2 終局決定は、前項の即時抗告は、することができない。

3 終局決定は、前項の即時抗告は、することができない。

4 第一項の申立てを不適法として却下する裁判

3 对しては、即時抗告をすることができる。

4 第一項の申立てを不適法として却下する裁判

3 对しては、即時抗告をすることができる。

5 終局決定は、前項の即時抗告は、することができない。

2 終局決定は、前項の即時抗告は、することができない。

3 終局決定は、前項の即時抗告は、することができない。

4 第一項の申立てを不適法として却下する裁判

3 对しては、即時抗告をすることができる。

4 第一項の申立てを不適法として却下する裁判

3 对しては、即時抗告をすることができる。

2 終局決定は、前項の即時抗告は、することができない。

1 中間決定

「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

第四款 終局決定の変更

(終局決定の変更)

判所（その決定に対し、即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を棄却する終局決定（第一百七条第二項の規定による決定を除く。以下この項において同じ。）をしたときは、当該抗告裁判所は、子の返還を命ずる終局決定が確定した後に、事情の変更によりその決定を維持することを不当と認めるに至ったときは、当事者の申立てにより、その決定（当該抗告裁判所が当該即時抗告を棄却する終局決定をした場合には、当該終局決定）を変更することができる。ただし、子が常居所地国に返還された後は、この限りでない。前項の規定による終局決定の変更の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 変更を求める終局決定の表示及びその決定に対する変更を求める旨

三 終局決定の変更を求める理由

四 終局決定の変更を求める理由

裁判所は、第一項の規定により終局決定を変更するときは、当事者（同項の申立てをした者を除く。）の陳述を聽かなければならぬ。

前各項に規定するものほか、第一項の規定による終局決定の変更の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

（執行停止の裁判）

第一百八十八条 裁判所は、前条第一項の申立てがあつた場合において、同項の規定による変更の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事實上の点につき疎明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

第五款 再審

2 前項の規定による申立てについての裁判に對しては、不服を申し立てる事ができない。3 第百九条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

<p>(再審)</p> <p>第一百九条 確定した終局決定その他の裁判（事件を完結するものに限る。第五項において同じ。）に対しては、再審の申立てをすることができる。</p> <p>2 再審の手續には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。</p> <p>3 民事訴訟法第四編の規定（同法第三百四十二条及び第三百四十九条の規定を除く。）は、第一項の再審の申立て及びこれに関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十八条第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前項において準用する民事訴訟法第三百四十六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p> <p>5 第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八条第二項の規定により終局決定その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対しても、当該終局決定その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。</p> <p>(執行停止の裁判)</p> <p>第一百一十条 裁判所は、前条第一項の再審の申立てがあつた場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事實上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。</p> <p>3 第百九条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。</p>	<p>第四節 義務の履行状況の調査及び履行の勧告</p> <p>第一百一一条 子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所（抗告裁判所が子の返還を命ずる終</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

局決定をした場合にあつては、第一審裁判所である家庭裁判所。以下同じ。)は、権利者の申出があるときは、子の返還の義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

2 子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所は、前項の規定による調査及び勧告を他の家庭裁判所に嘱託することができる。

3 子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所並びに前項の規定により調査及び勧告の嘱託を受けた家庭裁判所(次項及び第五項においてこれら家庭裁判所を「調査及び勧告をする家庭裁判所」という。)は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。

4 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告に必要な調査を外務大臣に嘱託するほか、官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は学校、保育所その他適当と認める者に対し子の生活の状況その他の事項に関する必要な報告を求めることができる。

5 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告の事件の関係人から当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付の請求があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

6 第一項の規定による調査及び勧告の手続には、その性質に反しない限り、前節第一款の規定を準用する。

7 前各項の規定は、和解によつて定められた義務の履行について準用する。

(出国禁止命令)

第五節 出国禁止命令

る裁判（以下「出国禁止命令」という。）をする。

4 出国禁止命令は、子の返還の中立てについての終局決定の確定により、その効力を失う。（出国禁止命令の申立て等）

第二百二十三条 出国禁止命令の申立ては、その趣旨及び出国禁止命令を求める事由を明らかにしてしなければならない。

2 出国禁止命令を求める事由については、出国禁止命令の申立てに係る事件（以下「出国禁止命令事件」という。）の申立人が資料を提出しなければならない。

3 前条第二項の規定による裁判の申立ては、出国禁止命令があるまで、取り下げることができる。

4 民事訴訟法第二百六十二条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、出国禁止命令の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十二条第三項ただし書中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十三条第二項に規定する出国禁止命令事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

（陳述の聴取）

第一百二十四条 出国禁止命令は、出国禁止命令事件の相手方の陳述を聴かなければ、することができない。ただし、その陳述を聴く手続を経ることにより出国禁止命令の目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。（記録の閲覧等）

第一百二十五条 裁判所は、第二百三十三条において準用する第六十二条第三項の規定にかかるわらず、出国禁止命令事件について、出国禁止命令事件の当事者から同条第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあった場合には、出国禁止命令事件の相手方に對し、出国禁止命令事件が係属したことを通知し、又は出国禁止命令を告知するまでは、相当と認めるとき限り、これを許可することができる。

（出国禁止命令の告知及び効力）

第一百二十六条 出国禁止命令の申立てについての裁判は、出国禁止命令事件の当事者に対し、相當と認めめる方法で告知しなければならない。

2 出国禁止命令は、出国禁止命令事件の相手方に告知することによつてその効力を生じ、出国

禁止命令の申立てを却下する裁判は、出国禁止命令事件の申立て人に告知することによってその効力を生ずる。

(即時抗告)

第一百二十七条 出国禁止命令事件の当事者は、出国禁止命令の申立てについての裁判に対し、即時抗告をすることができる。(即時抗告に伴う執行停止)

第一百二十八条 前条の規定により即時抗告が提起された場合において、原裁判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原裁判の執行により償うことのできない損害を生ずるおそれがあることについて疎明があったときは、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てるなどを条件として、又は担保を立てさせないで原裁判の執行の停止を命ずることができる。出国禁止命令事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、この処分を命ずることができる。

第一百二十九条 第百二十三条第二項の規定は前項の申立てについて、第百九条第二項及び第三項の規定は前項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について、それぞれ準用する。(出国禁止命令の取消し)

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等に
秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等に
より閲覧等が制限される部分につき閲覧等を
することとの許可を求める申立て」を加える部
分に限る)、第五十条中人事訴訟法第三十五条
の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民
事執行法第一百五十六条の改正規定、同法第百
五十七条第四項の改正規定、同法第一百六十
一条第一項の改正規定、同法第一百六十二条の次
に一条を加える改正規定、同法第一百六十五条
第一号の改正規定、同法第一百六十六条第一項
第一号の改正規定、同法第一百六十七条の第一項
第一項の改正規定及び同法第一百六十七条の次
に一条を加える改正規定、同法第一百六十五条
第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び
第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保
全法(平成元年法律第九十一号)第五十条第五項
五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附
則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪
収益の規制等に関する法律(平成十一年法律
第二百三十六号)第三十条第四項の改正規定及
び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附
則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第二
百十二条、第二百十五条及び第二百十七条の規
定、公布の日から起算して九月を超えない範
囲内において政令で定める日
(政令への委任)
第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。
**附 則 (令和五年五月一七日法律第二八
号)抄 (施行期日)**
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項
を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条
及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出
入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規
定(第一号を削り、第二号を第一号とし、第三
三号から第八号までを「一号ずつ繰り上げる部
分に限る。第六号において「第七十二条第一
号を削る改正規定」という)並びに附則第一
五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに
第二十条の規定、附則第二十四条中国際受刑
の規定

者移送法(平成十四年法律第六十六号)、第十四条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)、第二百九十三条のうち、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)、以下「刑法等一部改正法」という。)第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法第一部改正法第十一條中少年鑑別所法第百三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号。以下「日国連裁判権特別法（昭和二十九年法律第一百五十一号。以下「日国連地位協定刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定（第四百八十四条）を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分を除く）、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八十三条第三項、第一百二十一条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一の項の改正規定（第二百七十八条の二第二項）を「第二百七八条の三第三项」に改める部分に限る。）、附則第二十七条中刑事収容施設及び被收容者等の待遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十五条第七項の改正規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

の改正規定（「第十八条」の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条规定中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（「第十八条」の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のため民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「第十八条の二」を削る部分に限る。）

（二）第八十七条の二を削る部分に限る。）

（三）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のため民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「第八十七条の二」を削る部分に限る。）